

第20回

「多摩の名主たち」

平成28年（2016）

江戸時代に各地で村役人（名主・組頭・百姓代）を務めた豪農たちは、領主への年貢収納や法令遵守のための村請制の責任者であるだけではありませんでした。高い経済力で村民を守り、諸役の免除や訴訟などで領主や周辺村々との交渉や調整を行う能力を持ち、また婚姻や文化などを通じて、村役人同士で強固なネットワークをもっていました。本講座では多摩各地の名主たちの地域のリーダーとしてのありかたを紹介しました。

- | | | | |
|------|-----------|---|-----|
| □第1講 | 9月23日(金) | 熊川村名主石川家に見る幕末維新期のリーダー像
講師 牛米 努（中央大学文学部兼任講師） | 112 |
| □第2講 | 10月7日(金) | 武蔵野新田の惣代名主—関前村井口家を中心に—
講師 米崎清実（武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館学芸員） | 114 |
| □第3講 | 10月21日(金) | 古新田と武蔵野新田の豪農—小平から豪農のヴァリエーションを考える—
講師 三野行徳（国文学研究資料館プロジェクト研究員） | 116 |
| □第4講 | 11月4日(金) | 連光寺村名主富澤家をめぐる地域と社会
講師 桜井昭男（淑徳大学アーカイブズ主任専門員） | 118 |
| □第5講 | 11月18日(金) | 見学会 小島家の学問とその伝播—信州蚕種商との交流から—
講師 小島政孝（小島資料館館長）、重政文三郎（小島日記研究会）
会場 小島資料館 | 120 |

定員 112名

場所 多摩信用金庫府中支店（第5講は見学会、小島資料館）

第1講 熊川村名主石川家に見る幕末維新期のリーダー像

牛米 努（中央大学文学部兼任講師）

はじめに

1 近世の村、地域

①村と「百姓」、名主

村：検地により「村切り」された、百姓身分が居住する空間

百姓：農業を主要な職業とし、所持高に応じた年貢を上納する身分

名主：百姓という身分集団である村の惣代（責任者）

※相給：村が複数の領主の支配となること

②組合村

特定の目的ごとに組織する組合（年貢納入、用水）

③地域の支配的な特徴

領国地帯（藩がまとまった地域を支配している地域）

非領国地帯（御料、私領がモザイク状に錯綜している地域）

多摩地域は幕府直轄領と旗本領、寺社領がほとんど。彦根・竜ヶ崎・西端・前橋などの藩領（『旧高旧領取調帳』）

※改革組合村（文政10～12年）：関東取締出役の活動を支えるために編成された一円的な組合村

2、熊川村と石川家

①熊川村の開発

熊川村（野島兵庫）、福生村（清水但馬）、

川崎村（長田庄玄）の浪人が開発者との記録がある⇒武士が土着して農民となる例

熊川村は、旗本長塩氏領（鍋ヶ谷戸）・旗本田沢氏領（内出）と御料（南・牛浜）の三給⇒地域ごとの庭場＝ムラ（村内の地縁集団）が存在

②石川家（弥八郎を襲名）

・16世紀末には野島・石河（川）姓が確認される。

・熊川村の御料名主

・年始、謡初（庭場の初寄合、年番交代や披露目）

・天明～天保期⇒青梅の石灰、蚕、青梅縞、文久期に酒造業

・持高は18石余で、それほど大きくない

・寛政4年（1792）郡中御料私領取締役21名に任命（「御見立」）

・文政12年（1829）拝島村改革組合村の小惣代（幕末には交代）少なくとも18世紀末以降、石川家は熊川村名主に加え、地域の惣代として活動（「何れニも貴様立入り申さず候ては、人これ無く候間」）。文政年間には江川役所の御用で、たびたび福生村名主田村氏と交代で出府（『多満自慢 石川酒造文書』、『福生市史』などを参照）

3、幕末・維新期の石川家

①江川農兵の取り立て

「徳川の国恩に報いるため、組合の負担で農兵取立」（江川代官所との結びつき）

- ・文久3年(1863)3月のイギリス軍艦来航一件
*将軍上洛中のイギリス軍艦来襲に対して、江川代官所(有志)は多摩の有力者に同志の糾合を要請し、銃撃戦を挑もうとした。
- ・文久3年3月のゲベール銃拝借願い
拜島村組合(22村)と田無村組合(20村)から各100挺
- ・拜島村組合の江川農兵取立(農兵献金712両、農兵54名)
石川家は農兵⇒組合内の巡回による治安維持
拙稿「関東郡代の再興と組合村」『近世多摩川流域の史的研究』

②文久3年の中山道増助郷への対応

参勤交代制緩和による大名妻子や家臣の帰国に対応(3~11月の臨時助郷)

- ・熊川村は板橋宿の増助郷

☆様々な免除運動

☆宿場との交渉

- ・大宮宿の増助郷免除運動
多摩・入間・高麗三郡での免除運動(2グループでの嘆願)
多摩・入間12村の惣代は岸村(武蔵村山市)と矢寺村(入間市)
第1段階 困窮村、諸人足役、大宮宿の不正などでの嘆願(不許可)
第2段階 二本木村が「宿場」として5分通免除

*嘆願方法の選択、嘆願理由による共同作戦、「其筋」の口添

一般的な「困窮」は不可能、助郷免除の困難 ⇒助郷制度の廃止

拙稿「文久3年の中山道板橋宿当分助郷免除運動と村」『地域の記録と記憶を問い直す』(八木書店、2016年)

③明治3年(1870)品川県社倉一件

- ・多摩地域は品川県と韮山県に分割され相

給も解消(石川家は11番組御用取扱に任命)

- ・慶応4年(1868)5月、組合から小惣代就任要請
- ・明治2年に管内の備荒貯蓄のため持高に応じた社倉金が賦課される。熊川村は、5石以上(12軒)、5石以下(上・32軒、中・40軒、下・17軒)、極困窮17軒、潰百姓19軒⇒5石以下上の分が多く負担し、下の分を軽減した。また、石川家は名主であった御料分の半額を立て替えて上納した。社倉により旧幕時代の貯穀は下げ渡しとなり、これで村内の困窮者の救助に充てている。
- ・村内での負担割合の調整(リーダーとしての調整機能)慶応4年の振武軍の軍資金調達でも「身元割」と「高割」で出金
拙稿「明治維新と石川家」『多満自慢石川酒造文書』第5巻

おわりにかえて

- ・リーダー像の転換⇒ムラから村、組合から地域へ

①熊川村(御料所)名主であり、南庭場(ムラ)のリーダー、組合村の惣代⇒村請制のもとでの熊川村の御料名主、組合の惣代

②品川県の御用取扱(戸長)、神奈川県(番組の副戸長)12区(区長:砂川の砂川氏、副区長:福生の田村氏)、7番組(戸長:羽村の指田氏、副戸長・石川氏)⇒砂川氏は郡長、田村・指田氏は県会議員

- ・明治12年(1879)の三新法後(府県会)、徐々に「地域」のリーダーが登場
参考)松沢裕作『町村合併から生まれた日本近代』(講談社メチエ、2013年)

第2講 武蔵野新田の惣代名主

— 関前村井口家を中心に —

米崎 清実（武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館学芸員）

はじめに

- ・惣代名主 = 名主の惣代／惣代とは代表
- ・武蔵野新田
- ・享保期よりも前に開発された新田村 = 古新田／享保期に開発された新田村 = 新田
- ・新田といっても畑作地帯
- ・関前村の井口忠左衛門と御門訴事件（社倉騒動）

1、関前村の開発

- (1) 現在の関前
- (2) 近世後期の関前村
- (3) 関前村の開発
- (4) 関前新田
 - ①新田開発
 - ②新田の負担と撫育政策
 - ③名請人
 - ④新田における井口家の位置

2、井口家について

- ・相模の豪族三浦氏／小田原後北條氏に仕える義久 = 豊臣秀吉の小田原攻めの際に、北條方として豆州葦山で討ち死
- ・靱原 = 関ヶ原の合戦で西軍に加担して14歳で討ち死
- ・義政と信重 = 大坂夏の陣で豊臣方に与して討ち死
- ・豊島郡関村に帰農した井口家が、八郎右衛門が武蔵野の開発

☆関前村を開発したのは、戦死した義政の孫信忠（=八郎右衛門）とその子左衛門

3 近世中後期の関前村政と井口家

(1) 元文期の治右衛門一件

元文4年（1739）7月、関前新田出百姓治右衛門が、名主の忠左衛門ほか組頭3名、古田（関前村）の百姓1名、開発百姓4名の計9名を相手取り、代官上坂安左衛門に越訴した。

⇒依然として関前新田における井口家の力は強いものの、従来の井口家による村政に異議を唱える百姓が出現

(2) 安永期の村方騒動

安永2年（1773）～安永7年（1778）にかけて、年貢の納入法を発端とする村方出入り。この騒動によって、関前村・同新田は上組（忠左衛門組）と下組（定右衛門組）に分かれる。上組：下組の持ち高は約4：6。

⇒村内で大きな権威をもっていた名主家の地位が低下し、小前農民を巻き込み、村政の面で村内が二分した。

(3) 慶応期の組分け騒動

慶応3年（1867）3月、上組名主忠左衛門が下組定右衛門等、年寄、百姓代、重立百姓を相手取り、代官所に訴え出た一件

⇒再度、井口家による村政の巻き返し。ただし、井口家単独ではなく、小前百姓の力を背景としたもの。

4. 地域社会における井口家

(1) 御栗林付村々惣代

①御栗林：吉宗政権下川崎平右衛門により設置、現在の小金井市、周囲を土手と防風林で囲む

②天保13年（1842）7月24日の代官宛の願書

⇒井口家が御栗林の管理に貢献してきたのかを明らかにし、その役割（見守役）を継承するもの＝武蔵野新田の中での井口家の存在証明の一つ

(2) 養料金と川崎平右衛門

①川崎平右衛門＝押立村の名主家出身／吉宗政権下大岡越前守のもとで武蔵野新田世話役として武蔵野の新田開発を担う／養料金制度を創出／後に支配勘定格、代官となる

②養料金并溜雑穀制度＝武蔵野新田独自の制度

⇒養料金・御栗林という武蔵野新田の存在証明を作りだした人物として農民たちの拠り所

(3) 助郷惣代

文久元年（1860）3月 甲州道中上高井戸宿・下高井戸宿助郷御料・私領23村惣代関前村名主忠左衛門・上仙川村年寄忠左衛門の道中奉行宛の嘆願

⇒武蔵野新田を含んだ助郷惣代という結びつきにおいても井口家は惣代として地域社会の中での役割を果たす存在

(4) 肥代金拝借願の惣代として

慶応2年（1866）、窮民たちへ麦作付肥糠代の拝借願い

開国以来、諸物価が高騰し、庶民がひっ迫している、この6月に飯能辺より農民が

蜂起し、多数の死者が出た。また9月になって、江戸市中でも貧民が蜂起する事件が起きた。世間の融通が止まり、貧窮した農民なたちも麦蒔きつけの時節、肥やしが欠乏し、難渋している。

⇒幕末期の諸物価高騰の中、薄地であり武蔵野新田の農民の生活を維持するための嘆願

(5) 明治2年（1869）「建言」

諸物価高騰のため諸品直下（肥類・米穀など）の「御規則」を立てるよう上申

⇒御門訴事件の直前においても武蔵野新田の農民の生活を維持するための建言

おわりに

(1) 井口家の系図より

養料金制度を自家の業績の中に位置づける。

(2) 御門訴事件における農民の主張

(3) 明治4年3月 井口家守護誓約議定書 ⇒井口家を支える村内農民

☆武蔵野の札野を開き、関前村、関前新田を開村した井口家は、村内に強大な力を持っていた。／しかし近世中期以降、次第に小前百姓を中心とする村社会へと変化していくに従い、井口家は武蔵野新田の中に自家の存在証明を求めていく。

☆品川県による社倉制度は、従来の武蔵野新田の存在証明を無視する制度であったがゆえに、武蔵野新田の農民が結束した。／井口家にとって武蔵野新田＝井口家であったため、御門訴事件の第一線で嘆願闘争を担った。

第3講 古新田と武蔵野新田の豪農

—小平から豪農のヴァリエーションを考える—

三野 行徳（国文学研究資料館プロジェクト研究員）

はじめに

- ・現在の小平を構成する新田7か村 小川村・小川新田・鈴木新田・野中新田（善左衛門組・与右衛門組）・大沼田新田・廻り田新田

*豪農の類型論（渡辺尚志）

①「草奔の志士」型

②在村型豪農Ⅰ

③存村型豪農Ⅱ

- ・豪農多摩でこの課題を考えるうえでのキーワード 養料金／助郷減免訴願／農兵／御門訴事件／地租改正／自由民権運動
- ・小平の【新田7か村】という特徴から、それぞれの村の成り立ちを中心に考察

1. 古新田の誕生

—小川村の開発と小川家—

1) 小川村の開発

- ・岸村小川氏→もと北条氏の家臣で、土着（民間に下りて）して百姓となり、この村（小川村）を開いた。村山郷の旦那衆で土豪として北条氏に仕えていた。

*古村岸村

- ・開発の経緯→岸村の小川九郎兵衛が当時の小平周辺の様子を見て、通行する人馬を救い伝馬役を果たすため、自分の入用金で新田を開発したいと当時の代官今井八郎左衛門へ願い出たところ、（老中）松平伊豆守の有難い思し召しもあって、西は江戸御水道（玉川上水）と野火止用

水の分水口から東は田無村の方へ新田開発を許可された。

2. 武蔵野新田の誕生—さまざまな開発者たち—

1) 武蔵野新田開発のはじまり

多摩（武蔵野）地域は江戸近郊の巨大未開発地帯であったため、様々な場所から様々な目的を持って人々が武蔵野を開発するために集まる

2) 小川新田の開発—古村・古新田・武蔵野新田—

①開発願書の提出

②小川新田と二通の年貢割付

③古村・古新田・武蔵野新田⇒川崎平右衛門の登用

・家作料と農具料

・古村／古新田／武蔵野新田

3) 壮大な新田開発計画—鈴木新田と野中新田—

①鈴木新田開発の発端

②野中新田開発の発端

③野中新田開発の推移

④挫折する豪農たち

⑤野中新田の組分け

4) 秣場の確保を求めて—大沼田新田・廻り田新田—

①大沼田新田開発のいきさつ

②廻り田新田開発のいきさつ

③本村から自立する武蔵野新田

・武蔵野新田の名主

- ・幕府の新田経営の方針
- ・新田の自立

古村／古新田／武蔵野新田と、共同体の経済力や生産力の向上・拡張に伴って、また豪農の村内での地位の再確認の動機のもと、あらたな村を拓いていく小川新田、鈴木新田／豪農層と江戸を中心とする多様な主体の思惑がからみあって巨大開発計画が立案された野中新田／野中新田の崩壊後、遅れて秣場の確保に乗り出す大沼田新田・廻り田新田

おわりに—明治維新と武蔵野新田の豪農たち—

1) 武蔵野新田の由緒と助郷減免訴願

- ・助郷とは
- ・小平の助郷負担
- ・なぜ武蔵野新田が免除されるのか？
- ・幕末の大規模な加助郷と減免訴願

⇒武蔵野新田の開発とその後の村の成り立ち（助郷免除・養料金下賜など）が、武蔵野新田の「由緒」となって負担免除運動の根拠となる

⇒運動を代表するのは當麻弥左衛門（大沼

田新田)

2) 御門訴事件と地租改正をめぐる武蔵野新田の由緒

⇒武蔵野新田における明治維新とは、地域の歴史と特徴に根ざした由緒・アイデンティティと、それと表裏一体の既得特権が、「近代的」価値観である（生産量の統一基準による測定）税の公平負担の原則のもと否定されてゆく過程として、近世後期の助郷免除訴願から、明治初年の御門訴事件、地租改正時の地価修正運動という形で進んで行く過程

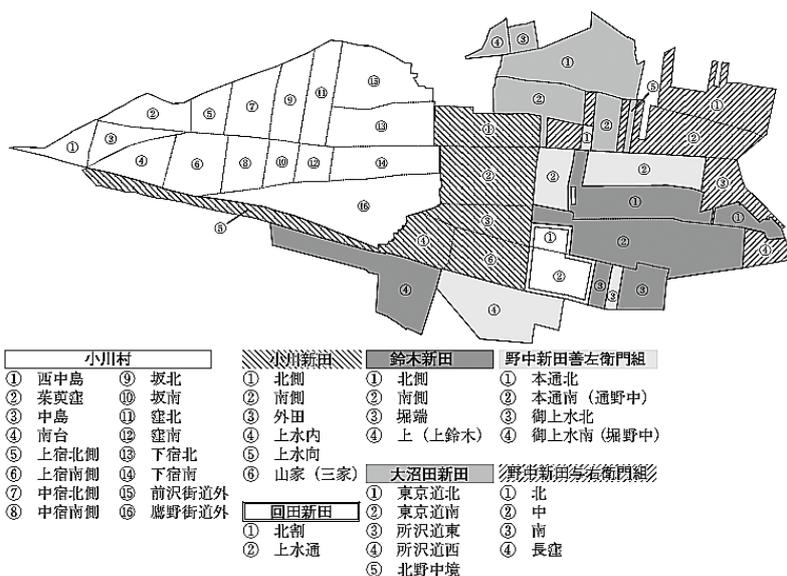
3) 廻り田新田齊藤忠輔親子—名望家へ— ・齊藤安在

→水車経営を軸に廻り田新田の中心／地域文化圏を形成／幕末期の助郷減免訴願では、一村の「惣代」、新田村々による広域訴願に参加

*御門訴事件は当事者ではない

- ・齊藤輔九郎→「武」の経験（齊藤輔九郎 藤原義光）／「国家」観の受容
- ・地租改正への対応 ・玉川銀行
- ・学校の設定

⇒武蔵野新田の名主から、多摩の名望家へ



現在の小平を構成する新田7か村の図（小平市史編さん委員会編『小平市史 近現代編』p27より転載）

第4講 連光寺村名主富澤家をめぐる地域と社会

桜井 昭男（淑徳大学アーカイブズ主任専門員）

【1】富澤家と連光寺村

1) 富澤家について

富澤家が連光寺村に住むようになったのは、言い伝えによれば永禄年間（1558～1570）に、主君今川家の滅亡によって連光寺の地に土着したことに始まるとされる。その後連光寺の開発を進めた。延宝3年（1675）に分家を出し（現富澤千司家）、近世を通じて分家とともに連光寺村の名主を世襲した。

文政10年（1827）に改革組合村が設置されると日野宿組合の大惣代を務め、明治期には多摩村長や神奈川県議員・東京府会議員を務めた。

2) 本家と分家

3) 連光寺村について

・江戸初期は幕府領

連光寺村の土地所持状況：徳川家康の関東入部の後、慶長3年（1598）に検地が施行。90人が名請。分付主は5人。その一人は「修理」で富澤氏。村の総反別の4割ほどを所持。万治～延宝期に「ピラミッド型村落」から「並列型村落」へ変貌。耕地の増加が鈍り、人口の増加も停滞。

・村組をめぐって

自然の立地を背景として行政村のなかに存在していた結合体。北に多摩川。西に大栗川・乞田川。平地は西北の一部で多くは丘陵地。丘陵に形成された谷戸地を中心に「本村」「馬引沢」「諏訪坂」「船ヶ台」の集落が点在。多摩川の北に「下川原」。多摩

川の流路の変更で分断。しばしば独立運動を展開。「村組」としては「行政的村組」と「共同体的村組」は一致。

・村組間の争い（文化2年〈1805〉3月）

本村の村役人が領主に提出。本村の負担について、名主が本村に居るため、廻状の継ぎ送りなどの用向きが多くなるのに対して、馬引沢や諏訪坂は「無役同然」と、負担が不公平であることを主張。馬引沢と諏訪坂（両谷）の村役人の反論。馬引沢と諏訪坂は本村から「手遠」であり、本村へ出かけて用を勤めるには弁当を持参しなければならないほどで農業にも差し支える。馬引沢と諏訪坂の惣百姓は昼夜ともに負担に反対。文化2年7月に内済。御用は本村と両谷で順番に負担。夜は1人ずつが勤める。その他はできるだけ本村で勤める。

【2】富澤家の活動

(1) 村・地域の調停等

①教諭・調停

- 1) 百姓家の調停
- 2) 村内の調停
- 3) 教諭
- 4) 処分

(2) 領主と村の間に立って

(3) 事件への対応

(4) 農兵をめぐって

①農兵の取立

・文久3年（1863）3月、生麦事件の賠償を求めるイギリス軍艦4隻が江戸湾に侵

平成28年11月18日 午後1時～午後3時45分

第5講 見学会 小島家の学問とその伝播

—信州蚕種商との交流から—

小島 政孝（小島資料館館長）、重政 文三郎（小島日記研究会）

○小島家の人々

小島家初代 児島備後三郎高德後胤 児島
政資

18代 小島政敏 桂屋（和歌）

小島家中興の人 お林掛り 年番名主

19代 小島角左衛門 政則 梧荘・梧山

・小野路村外34カ村組合村 寄場名主

・小島家母屋落成 天保13年（1842）10月
84坪

20代 小島鹿之助 為政 正斉・韶斉（儒
学）

・小野路村外34カ村組合村 寄場名主。

・小島家持高81石（嘉永6年〈1853〉）

・「明治3年戸籍」：田4町2反1畝6歩・
字18ヶ所30石、畑12町5反7畝19歩・字
58ヶ所38石、土蔵3ヶ所、馬1疋、合計
68石

・分家：小島丹次郎（万年屋）、小島六蔵（宮
坂）

21代 小島守政 慎斎（儒学）

・小島家銅版画完成、明治18年（1885）、
母屋落成43年後。

・明治18年所有地地価額：5700円64銭（小
島守政）、4805円28銭（橋本政清）

・明治中期：山林44町歩、所有土地60町歩

・分家：小島誠之進（儒学）（衆議院速記
技手）

22代 小島孝 春川（儒学・書道）

大正期：小島家の炭の竈20ヶ所

分家：小島讓（産婦人科、医師）

○種屋飯島正作、繭種紙承認堀内谷吉

種紙商。歌人。名主。小島政敏・政則・
為政・守政の4人と交流。上田は種紙の名
産地。小島日記に正作の名前は、天保7年
から頻出。明治に入っても交流があった。
『更級郡・埴科郡人名辞書』に「飯島淳子
（あつざね）」として掲載されている。生家
は更埴市（現・千曲市）・飯島医院（飯島
正章氏）。土蔵の書簡、短冊から小島政敏
だけでなく釈春登、小山田与清、猿渡盛章・
容盛の短冊が見つかり、広い繋がりがわか
る。

○信州種屋堀内谷吉・仙七郎

長野県真田町傍陽の種屋。堀内仙七郎は
善光寺地震の崖崩れの中から2尺ばかりの
繭型の石を発見し、これを碑にすることを
決める。そして小島守政に撰文を依頼（堀
内家蔵「繭石記」額）。繭石碑は建立されず、
守政筆の「繭石記」額のみが残る。

力士雷電之碑。佐久間象山と堀内家の関
わり。拓本が堀内家から送られ、小島資料
館に所蔵。

○周辺見学

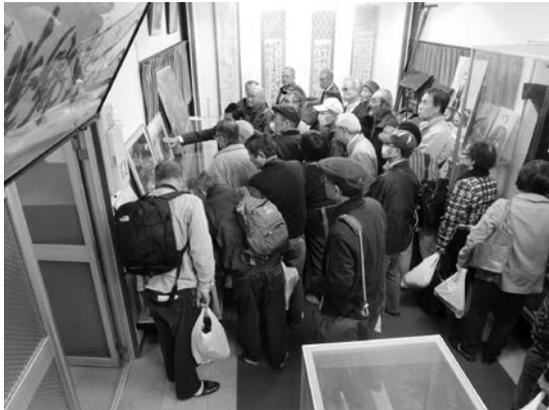
小島資料館 ⇒小野路一里塚 ⇒小島家墓
所 ⇒小野神社 ⇒小野路宿里山交流館
⇒小島資料館



小島政敏が飯島淳子宛てた書簡
(飯島健司氏蔵)



小島守政「蕪石記」(堀内章男氏所蔵)



小島資料館内の見学



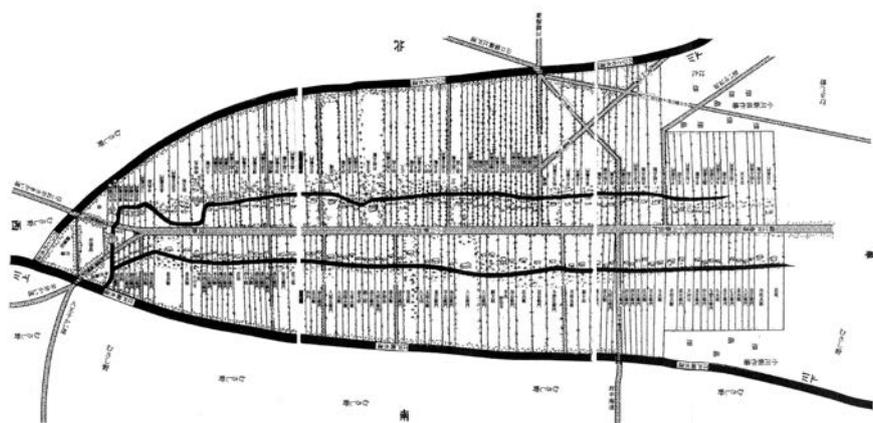
小野路一里塚



小島家墓所



小野神社



小川村の図（小平市中央図書館『玉川上水と分水4』p251-253より転載）